

奈良県告示第七十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、三和建設株式会社代表取締役小林伸嘉から次のとおり生駒市小瀬西土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年五月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 換地処分の年月日

令和四年五月十二日

二 換地処分の内容

令和四年五月九日付け奈良県指令まち連第四十二号をもって認可した換地計画のとお
り